城里監查第21号令和7年8月20日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 阿久津 則 男

令和6年度城里町公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度公営企業 会計の歳入歳出決算及びその附属書類について審査したので、その結果について意見 書を提出する。

令和6年度城里町公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和6年度城里町水道事業会計決算
- (2) 令和6年度城里町下水道事業会計決算
- (3) 令和6年度会計証書類その他公営企業法施行令で定める書類

2 審査の期日

令和7年8月1日(金)

第2 審査の結果

審査に付された令和6年度城里町公営企業会計(水道事業及び下水道事業)決算書、 損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び政令で定めるその他 の書類(キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明 細書)について、諸帳簿並びに証拠書類と照合審査した結果、その計数は正確であり、 経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められた。

水道事業会計の決算は、次のとおりです。

1 水道事業会計

(1) 決算の状況

収益的収入及び支出

区 分	予算額	決算額	執行率
事業収益	609, 133, 000 円	604, 963, 499 円	99.32%
事業費用	609, 133, 000 円	558, 190, 691 円	91.64%

資本的収入及び支出

区分	予算額	決算額	執行率
資本的収入	316, 068, 000 円	174, 075, 000 円	55.08%
事業費用	683, 855, 000 円	450, 892, 296 円	65. 93%

(2) 経営状況

総収益 566, 493, 158 円に対し、総費用 538, 888, 515 円で、差し引き 27, 604, 643 円の当年度純利益となった。

(3) 財政状況

資産 6, 286, 039, 240 円に対し、負債 4, 432, 767, 114 円、資本金 650, 861, 065 円、剰余金 1, 202, 411, 061 円となっている。

ア資産

資産は、固定資産 5,472,348,686 円及び流動資産 813,690,554 円で構成され、 固定資産は有形固定資産 5,377,655,071 円、無形固定資産 94,676,705 円、投資 16,910 円を合算した額である。

流動資産は、現金預金 675, 456, 717 円、未収金 122, 347, 545 円、貯蔵品 4, 586, 292 円及び前払金 11, 300, 000 円を合算した額である。

イ 固定負債

固定負債は2,679,234,494円で、その構成はすべて企業債である。

ウ 流動負債

流動負債は340,359,526円で、その構成は、企業債225,415,279円、未払金が109,605,655円(営業未払金48,029,355円、営業外未払金4,324,300円、その他未払金57,252,000円)、引当金4,384,436円及び預り金954,156円である。

工 繰延収益

繰延収益は、1,413,173,094 円で、その構成は、長期前受 4,013,695,552 円、収益化累計額 \triangle 2,600,522,458 円である。

才 資本金

資本金は、650,861,065円である。

カ 剰余金

剰余金は、1,202,411,061 円で、資本剰余金 1,743,410 円及び利益剰余金 1,200,667,651 円である。

資本剰余金は、国庫補助金 730,302 円、一般会計補助金 318,969 円、一般会計 負担金 34,394 円、工事負担金 659,745 円である。

利益剰余金は、減債積立金 38,900,000 円、建設改良積立金 46,053,815 円及び 当年度未処分利益剰余金 1,115,713,836 円である。

(4) 施設の利用状況

項目	比率	算出基礎
負 荷 率	81.65%	1 日平均配水量 6,033 m ³ 1 日最大配水量 7,389 m ³
施設利用率	58. 35%	1 日平均配水量 6,033 m ³ 1 日配水能力 10,340 m ³
最大稼働率	71.46%	1 日最大配水量 7,389 m ³ 1 日配水能力 10,340 m ³

(5) 財政分析比率

項目	比率	算出基礎	
自己資本構成比率	51. 96%	資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益 負債資本合計	
固定資産対長期資本比率	92. 04%	固定資産 資本金+剰余金+評価差額等 + 固 定 負 債 + 繰 延 収 益	
流動比率	239. 07%	流動資産 流動負債	
経常収支比率	105. 12%	経常収益 経常費用	
企業債元金償還金対減価償却額比率	118. 48%	建設改良のための企業債元金償還金 当年度減価償却費-長期前受金戻入	

2 下水道事業会計

(1) 決算の状況

収益的収入及び支出

区分	予算額	決算額	執行率
事業収益	1,029,140,000円	1,045,560,154円	101.60%
事業費用	1,029,140,000円	995, 851, 851 円	96.77%

資本的収入及び支出

区分	予算額	決算額	執行率
事業収入	613, 750, 000 円	539, 931, 700 円	87.97%
事業支出	958, 713, 000 円	877, 198, 971 円	91.50%

(2) 経営状況

総収益 1,013,590,952 円に対し、総費用 983,046,037 円で、差し引き 30,544,915 円の当年度純利益となった。

(3) 財政状況

資産 19,404,161,685 円に対し、負債 15,875,276,746 円、資本金 3,288,816,390 円、剰余金 240,068,549 円となっている。

ア資産

資産は、固定資産 19,032,664,391 円及び流動資産 371,497,294 円で構成され、 固定資産は有形固定資産 18,551,889,395 円、無形固定資産 480,757,836 円及び投資 17,160 円を合算した額である。

流動資産は、現金預金 284, 562, 211 円、未収金 81, 745, 083 円及び前払金 5, 190, 000 円を合算した額である。

イ 固定負債

固定負債は5,356,107,493円で、その構成はすべて、企業債である。

ウ 流動負債

流動負債は 606, 630, 220 円で、その構成は、企業債 506, 367, 586 円、未払金が94, 915, 634 円 (営業未払金 89, 136, 955 円、営業外未払金 2, 729, 679 円及びその他未払金 3, 049, 000 円)、引当金 5, 347, 000 円である。

工 繰延収益

繰延収益は、9,912,539,033 円で、その構成は、長期前受金 10,918,970,057 円、長期前受金収益化累計額 \triangle 1,006,431,024 円である。

才 資本金

資本金は、3,288,816,390円である。

カ 剰余金

剰余金は、240,068,549 円で、資本剰余金 116,456,812 円及び利益剰余金 123,611,737 円である。

資本剰余金は、国(県)補助金116,456,812円である。

利益剰余金は、当年度未処分利益剰余金 123,611,737 円である。

(4) 施設の利用状況

項目	比率	算出基礎
16-10-5-11 TT -+-	5. 5.00 /	晴天時 1 日平均処理水量 1,522 m³
施設利用率	51.58%	晴天時 1 日処理能力 2,951 m ²
目上沿掛索	C1 000/	晴天時 1 日最大処理水量 1,807 m³
最大稼働率	61. 23%	晴天時 1 日処理能力 2,951 m³

(5) 財政分析比率

項目	比率	算出基礎	
自己資本構成比率	69. 27%	資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益 負債資本合計	
固定資産対長期資本比率	101. 25%	固定資産 資本金+剰余金+評価差額等 + 固定負債+繰延収益	
流動比率	61. 24%	流動資産 流動負債	
経常収支比率	103. 16%	経常収益 経常費用	
企業債元金償還金対減価償却額比率	181. 76%	建設改良のための企業債元金償還金 当年度減価償却費-長期前受金戻入	

第3 審査の意見

1 水道事業

水道事業の更なる効率化を目指し、茨城県が進める広域連携協定に本町も参加したところであるが、現有施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と効率的な利用を図るとともに、配水管布設替など広域化を見越した計画的な施設整備に努められるよう要望する。

また、水道料金は事業収益の根幹を成すものであることから、今後とも口座振替の利用促進及びコンビニエンスストアでの納付の周知等により、早期収納に努めるとともに、過年度未収金についても早期回収に取り組まれるよう要望する。

2 下水道事業

令和4年度から地方公営企業法による公営企業に移行し3年目を迎えたが、人口

減少が急速に進む中で、今後も厳しい企業経営が予想される。

下水道施設の維持管理経費は、下水道使用料で賄うことが原則であることから、使用料を安定的に確保していくことが求められ、また負担の公平性を確保するためにも、滞納者に対する債権管理を的確かつ確実に行い、滞納整理等の収納対策の強化に引き続き努めるよう要望する。

また、地方財政法第6条に基づく「独立採算制の原則」の理念のもと、あらゆる対策を講じ、将来を見据えた健全な企業経営に努められたい。